

固定資産税路線価等公開図事務取扱要領

(目的)

第1条 この事務取扱要領は、地方税法第410条第2項及び地方税法施行規則第15条の6の2の規定に基づき地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面（標準宅地の位置及び街路ごとの路線価又は標準宅地の位置及び単位地籍当たりの価格を図面等により表示したものをいう。以下「公開図等」という。）の公開について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 公開の対象者は、納税義務者又は市内に住所を有する者に限定せず、広く公開する。

(公開形式)

第3条 公開図等は、閲覧に供し、写しを交付するほか、多様な複写形式の希望に対応するため貸与を認める。なお、写しの交付については、財務部資産税課、資産税課資産税第1分室又は資産税課資産税第2分室において複写可能なモノクロA3版までに限り、それ以外（A3版を超える大きさのものやカラー複写等）については、図面の貸与によって対応する。

(費用負担)

第4条 公開に要する費用は、新潟市情報公開条例に準じ、原則として閲覧を無料、写しの交付を実費徴収とし、貸与を無料とする。

ただし、写しの交付については、自己の所有資産に関する税務相談に用いるために、財務部資産税課、資産税課資産税第1分室又は資産税課資産税第2分室で出力したモノクロB4版までの出力図面（土地・家屋図面情報システムの端末による出力図面）及び複写物（A1版の公開図等をモノクロA3版までに複写したもの）の場合、一般の路線価公開と異なり、市の責任において出力又は提示するものであるため、実費徴収にならない。従って、このような過程を経た図面については、「税務相談用説明資料」等

のスタンプを押した上、無料で交付できるものとする。

(公開手続)

第5条 閲覧については、財務部資産税課、資産税課資産税第1分室又は資産税課資産税第2分室において、口頭での申出により直ちに提示する。写しの交付については、別に定める交付申請書を財務部資産税課、資産税課資産税第1分室又は資産税課資産税第2分室において記入し、モノクロB4版までの大きさで出力又は同A3版までの大きさで複写した後、手数料を徴収する。

図面の貸与については、財務部資産税課、資産税課資産税第1分室又は資産税課資産税第2分室において、別に定める貸与申請書の提出を求め、他の貸与申請との調整を図った上処理する。

附 則

この事務取扱要領は、平成9年4月2日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

固定資産税路線価等公開図交付申請書

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

1 申請者（窓口に来られた人）

住 所

氏 名

2 所在地（交付を希望する土地の所在地番）

新潟市

新潟市

新潟市

新潟市

新潟市

受 付	処 理				領収印
		2 9	件	円	
				@10 円	

申請者：記入→

資産税課，資産税第 1 分室または資産税第 2 分室：出力又は複写，件数記入，領収

別紙

固定資産税路線価等公開図貸与申請書

年 月 日

(宛先)新 潟 市 長

住 所：_____

氏 名：_____

電話番号：_____

固定資産税路線価等公開図事務取扱要領第5条に基づき、貸与を受けたいので、申請いたします。

借用にあたっては、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、以下の事項を遵守しなかったことにより、貴市が損害を被った場合には、その責を負うことをあわせて誓約いたします。

記

1 借用する公開図等 _____

2 借用期間

年 月 日から
年 月 日まで

3 遵守事項

- (1) 借用した図面を第三者に貸与及び閲覧をさせません。
- (2) 借用した図面は期間内に汚損、棄損することなく返却します。